

標準見積書の活用等に向けた説明会 資料

平成25年5月16日(木)
国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課

<1. 経緯>

- 第1回社会保険未加入対策推進協議会(平成24年5月)において、
 - ・ 法定福利費の原資の確保に向け、関係者がそれぞれの立場から取り組むことを申し合わせ。
 - ・ 法定福利費の内訳明示された標準見積書の作成について、各専門工事業団体に対し依頼。
- 第2回社会保険未加入対策推進協議会(平成24年10月)において、
 - ・ 各専門工事業団体が作成した標準見積書案を登録。
 - ・ 標準見積書の活用等による法定福利費の確保について申し合わせ。
- 第4回社会保険未加入対策協議会WG(平成25年4月18日)において、具体的な運用に当たり、元請企業と下請企業で認識をすりあわせることが必要な課題や、活用を促進するに当たり、関係者が協力して取り組むべき事項について申し合わせ。
- 申し合わせ内容を踏まえ、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(平成25年5月10日国土建労第7号)を発出。

<2. 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ>

- 下請企業による法定福利費の見積りを共通の考え方により明確化し、下請企業も受け取った元請企業も関係者に適切に説明することができるよう、標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップを行う。
- 具体的には、保険料率の統一や、計算手順、歩掛等の根拠の明確化、適用除外である者の取扱い等について、共通の考え方によりブラッシュアップを行う。

<3. 活用開始時期の明確化>

- 平成25年9月頃を目途として、下請企業から元請企業への標準見積書提出を一斉に開始する。

<4. その他>

- 元請企業から下請企業への標準見積書の提出促進とその尊重。
- 標準見積書活用に向けた業界全体での周知啓発、支援体制の構築。
- 国土交通省から、公共・民間発注者に対して法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知発出。

2.(1) 社会保険等未加入対策の全体像

現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 - 【企業別】 3保険ともに加入している割合 **87%**
 - 【労働者別】 元請 **79%**、1次 **55%**、2次 **46%**、3次下請以下 **48%**
- <H24.10公共工事労務費調査>

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

総合的対策の推進	推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策		
	行政によるチェック・指導		<H24.7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<H24.11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に			
	下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)				法定福利費の確保		
	<H24.11~> ○協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下の下請企業についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。 ○建設工事の施工現場等における周知啓発 等				<元請> ○発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。 ○専門工事業から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。 <発注者> ○必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。 ○法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。 <法令遵守ガイドライン> 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき		

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

2.(2) 標準見積書の活用に関する提言・通知等

(日付)	発注者	総合工事業者	専門工事業者
H23. 6. 23	建設産業戦略会議(H22.12.17～)「建設産業の再生と発展のための方策2011」 「法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、下請企業まで適正に流れていく方を講じていく必要がある。」		
H24. 3. 14	中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」 「社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業者を中心として見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。」		
H24. 5. 29	社会保険未加入対策推進協議会（各団体による保険加入促進計画・標準見積書案の作成依頼）		
H24. 6. 13			各専門工事業者団体に標準見積書の作成を要請(課長通知)
H24. 7. 23	民間発注者団体に対し法定福利費確保への配慮を要請(課長通知)		
H24. 9. 13		総合工事業者団体等に対し適正な法定福利費の確保を要請(課長通知)	
H24. 10. 31	社会保険未加入対策推進協議会（各団体による保険加入促進計画・標準見積書案とりまとめ）		
H25. 3. 29	建設業団体・地方公共団体・民間発注者等に技能労働者への適切な賃金水準の確保を要請(局長通知)		
H25. 4. 18	社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループ (標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示に向けた課題と対応について申し合わせ)		
H25. 5. 10		総合工事業者団体・専門工事業者団体に標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について依頼(課長通知)	

社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ

建設産業においては、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い価格競争が激しくなり、本来負担すべき雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担せず低価格競争を行う企業や事業者が存在しています。その結果、技能労働者の離職や若年入職者の減少が進み、真面目に技能労働者を遇する企業ほど不利になり、技能労働者の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、社会保険未加入問題は、今日もはや避けては通れない重要な課題となっています。

こうした状況に鑑み、本日、建設産業に関わる関係者が一同に会して、社会保険未加入対策推進協議会を設立いたしました。

私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者といった関係者は、これを機にそれぞれの立場で社会保険加入に向けた取組を計画的に着実に進めるとともに、**社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行うなど社会保険未加入問題への対策を総合的に推進します。**そのため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、社会保険加入を徹底することを申し合わせます。

平成24年5月29日
社会保険未加入対策推進協議会

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び 社会保険加入促進計画を活用した保険未加入対策の更なる推進について

第2回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、建設産業に携わる関係者一同は以下を申し合わせます。

一. 加入促進計画の着実な実行

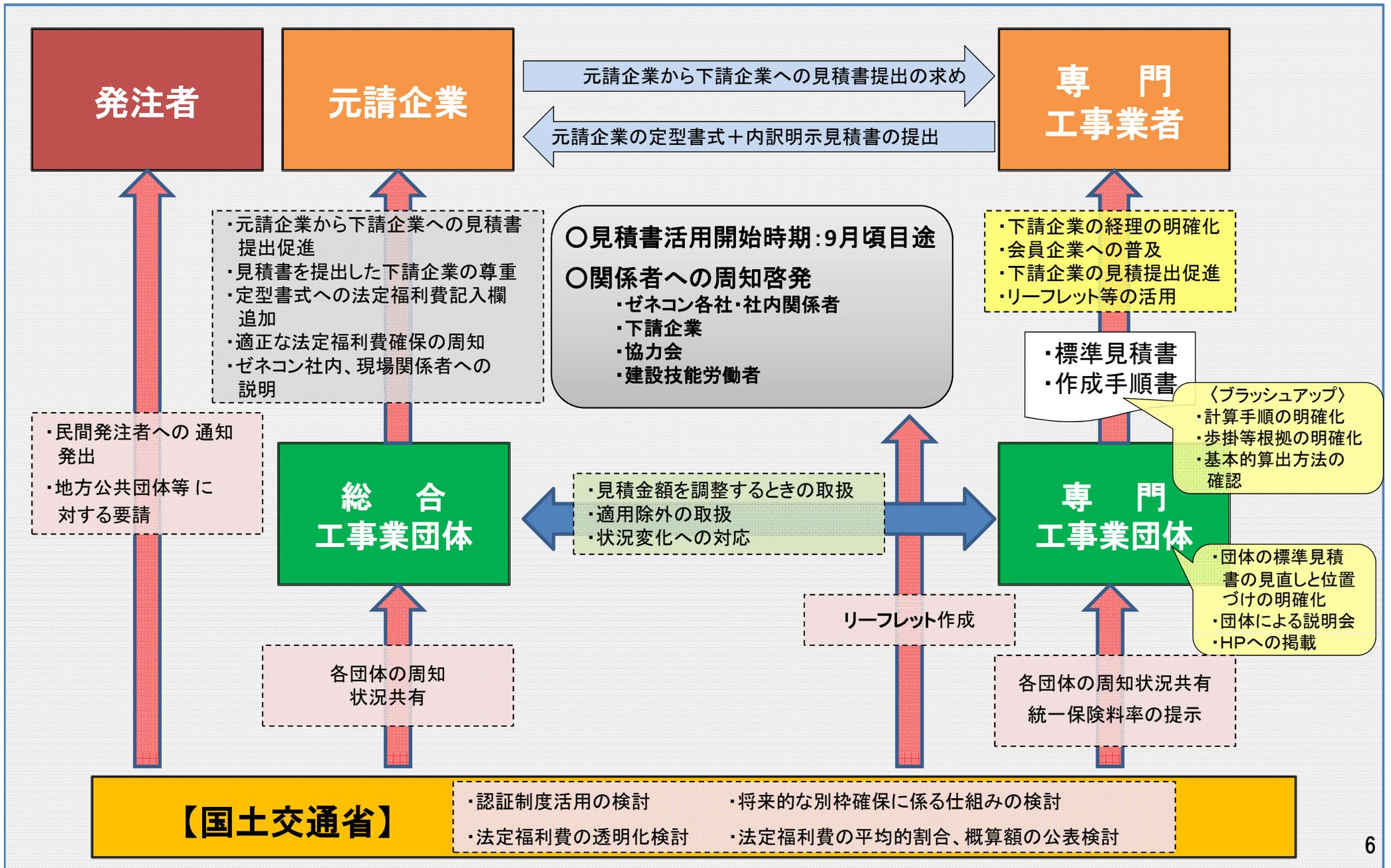
- ・推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画を着実に実行していきます。
- ・その際には、他の優れた取り組みも参考にするとともに、取り組みの輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社へ広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

二. 法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用

- ・社会保険の加入を進めるには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要です。
- ・建設投資が減少し、価格競争が激しくなっていく中で、本来固定費であるべき法定福利費が変動費のような扱いとなっている状態にありましたが、専門工事業の団体が作成する、見積時に法定福利費を明示する標準見積書は、そのような現状を変えていく第一歩です。
- ・発注者、元請、下請の関係者は、今後これを積極的に活用して、関係者に働きかけ、これを尊重して必要な法定福利費が確保されるよう、協力して取り組みます。

平成24年10月31日
社会保険未加入対策推進協議会

3. 法定福利費の内訳明示に向けた対応(イメージ図)



<1. 一斉提出に向けた各主体の取組み>

- 専門工事業団体は、法定福利費が適正に内訳明示されるよう、団体内で標準見積書のブラッシュアップを進める。
- 総合工事業団体・専門工事業団体いずれも、標準見積書の一斉使用開始を念頭に標準見積書の活用等について、会員企業等関係者への周知、PRを展開する。
- 国土交通省は、標準見積書のブラッシュアップについて、各団体に必要な助言を行うとともに、内訳明示を進める過程で明らかになる様々な情報・課題を整理・集約し、関係者間で共有する。

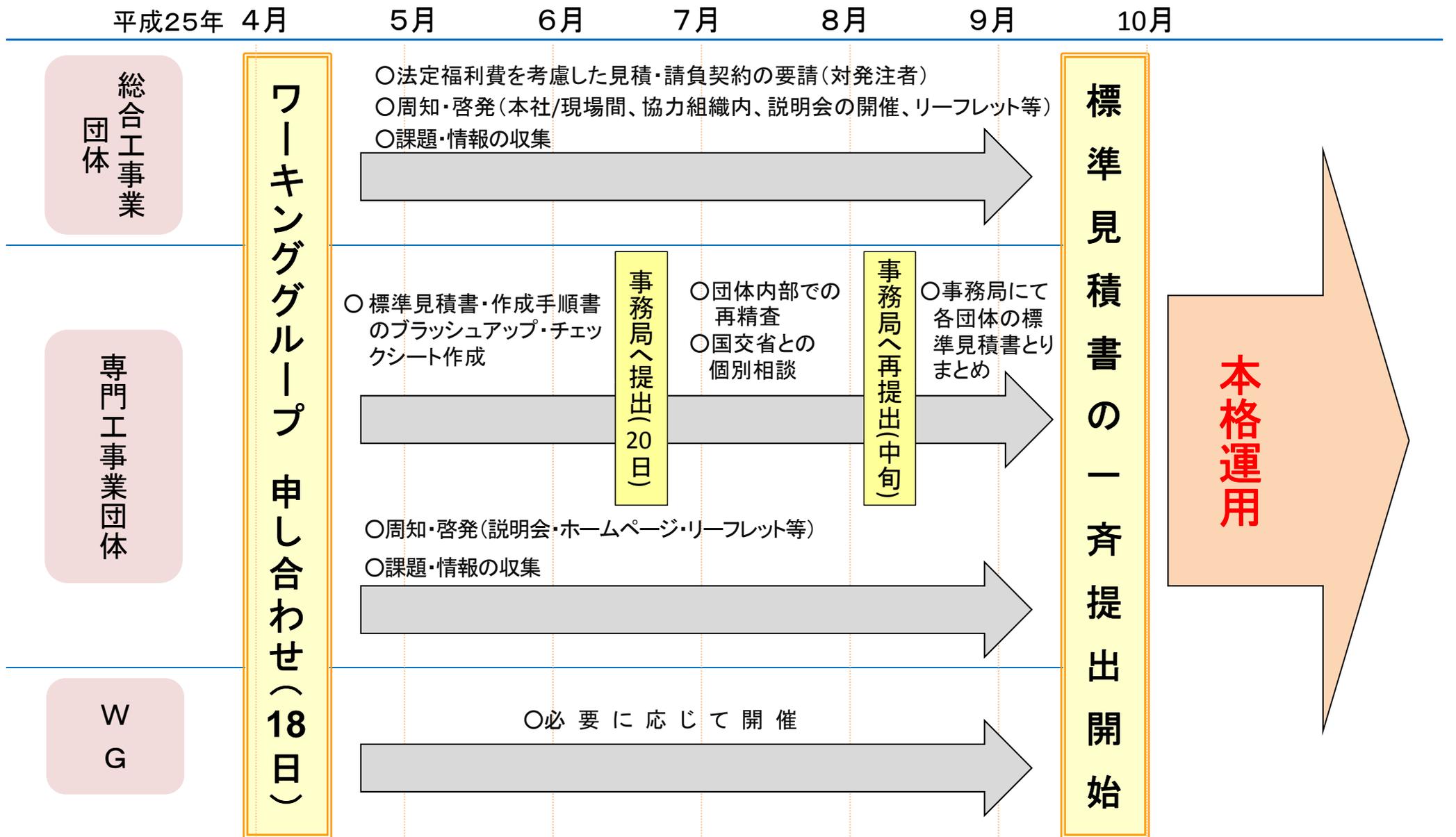
<2. 見積書の使用開始>

- 下請企業から元請企業への標準見積書の提出を平成25年9月頃を目途として一斉に開始。
(9月以前に標準見積書を提出することを禁じるものではない。)

※現時点で標準見積書及び作成手順書が未作成である専門工事業団体は、可能な限り速やかに検討・作成し、社会保険未加入対策推進協議会事務局(国土交通省 建設市場整備課)に登録する。

※また、相談窓口等の体制が未整備である場合は、速やかに団体内部に必要な体制を整備・報告する。

4. 標準見積書の一斉提出に向けたスケジュール等②



5. 団体における標準見積書等の位置付けの明確化①

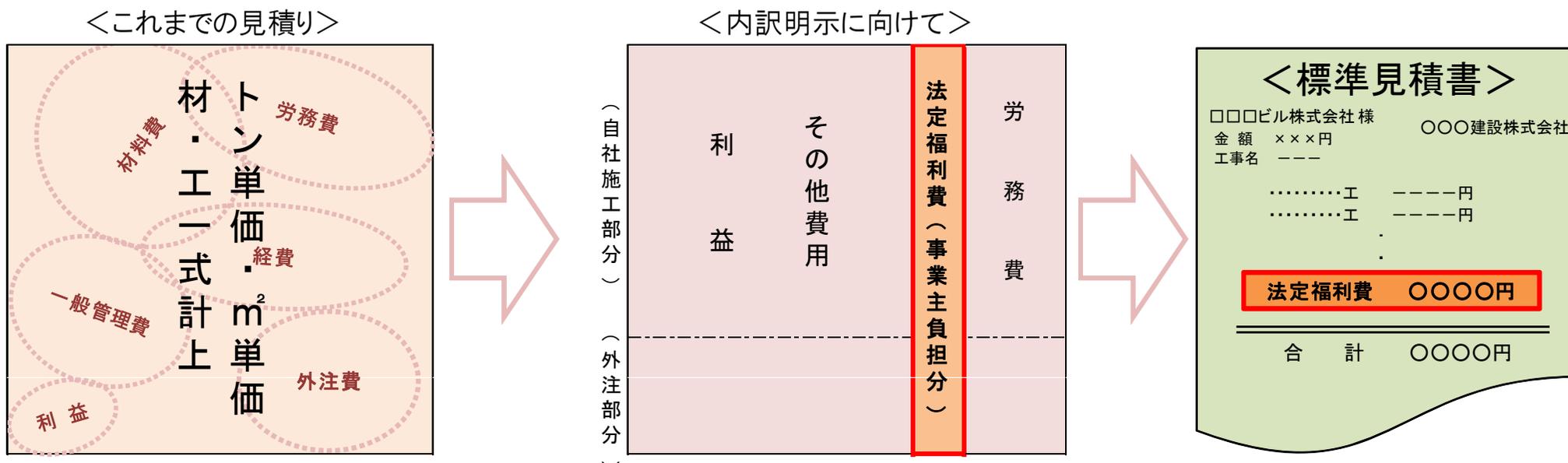
< 専門工事業団体の取組 >

- 各団体の標準見積書及び作成手順書の冒頭に『標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について』（平成25年5月10日課長通知）に記載された「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」に記載している考え方全体を明記する。

< 法定福利費内訳明示の基本的考え方 >

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要だが、現在はトン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況。
- このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

(法定福利費内訳明示のイメージ①)



5. 団体における標準見積書等の位置付けの明確化②

- 各専門工事業団体ごとに、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに各業界の取引実態も踏まえ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業者の参考に供する。

(法定福利費内訳明示のイメージ②)

(自社施工のみ)

利益	その他費用	法定福利費	労務費
----	-------	-------	-----



建設業者は自社の施工実績等に基づいて、法定福利費を算定

(自社施工部分) (外注部分)

利益	その他費用	法定福利費	労務費



正確な把握が困難な場合、各専門工事業団体ごとに作成した標準見積書を参考に法定福利費を算定

6. 標準見積書の内容のブラッシュアップ①

<(1) 算定に当たり用いる保険料率の統一>

- 内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料及び雇用保険料を対象とする。
- 具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

<(2) 計算手順の明確化>

- 具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示。

(具体例)

工種	数量	歩掛	工賃単価	労務費
〇〇〇工事				
■ ■ 工	3,000	0.05	20,000	3,000,000
◆ ◆ 工	1,000	0.04	20,000	800,000
△△△工事				
▲ ▲ 工	1,500	0.05	21,000	1,575,000
× × 工	3,000	0.06	19,000	3,420,000
労務費計				8,795,000

法定福利費の額

(1) 健康保険	8,795,000 × 5.760%	=	506,592
(2) 厚生年金	8,795,000 × 8.533%	=	750,477
(3) 雇用保険	8,795,000 × 1.050%	=	92,348
(4) 児童手当拠出金	8,795,000 × 0.150%	=	13,193
法定福利費計			1,362,609

工種	数量	歩掛	工賃単価	労務費
〇〇〇工事				
■ ■ 工	a	a'	a''	A … a × a' × a''
◆ ◆ 工	b	b'	b''	B … b × b' × b''
△△△工事				
▲ ▲ 工	c	c'	c''	C … c × c' × c''
× × 工	d	d'	d''	D … d × d' × d''
労務費計				F … A+B+C+D

法定福利費の額

(1) 健康保険	F × 保険料率	=	①
(2) 厚生年金	F × 保険料率	=	②
(3) 雇用保険	F × 保険料率	=	③
(4) 児童手当拠出金	F × 保険料率	=	④
法定福利費計			①+②+③+④

(参考)平成25年度の各保険の保険料率

事業主負担				本人負担			
雇用保険	健康保険	厚生年金保険	計	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	計
1.05%	5.76%	8.533%	15.343%	0.60%	5.76%	8.383%	14.743%

※雇用保険：建設の事業に係る保険料率。

※健康保険：健康保険料率(9.97%)及び介護保険料率(1.55%)を事業主・被保険者で折半。
(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者に該当する場合)

※厚生年金保険：16.766%を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担。

※健康保険における40歳以上の割合は、今後、国土交通省において確認のうえ、改めて周知。

＜(3)歩掛等の根拠の明確化＞

各専門工事業団体の標準見積書において歩掛等を記載する場合には、以下の点に留意する。

- 関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。
- 業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。
- 歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。
- なお、歩掛等は参考指標であることに留意する。

<(4) 法定福利費の算出方法>

1. 基本的な考え方

- 各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

2. 例外的な方法

- 工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

【年度ごとの単価・平均値等を用いる際のポイント】

- ① 出典根拠を明確にする。
- ② 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
- ③ 個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。
- ④ 実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認めることはできない。

＜(5)見積金額を調整するときの法定福利費の取扱い＞

労務費総額 × 法定保険料率 で法定福利費を算出した場合

- 減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額。
- ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合 で法定福利費を算出した場合

- 工事費の減額の調整に合わせて法定福利費を減額。

工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費 で法定福利費を算出した場合

- 数量の減少に合意した時は法定福利費を減額する。
- 数量が減少していなければ、法定福利費は減額しない。

＜(6)法定福利費内訳明示額にかかる消費税の取扱い＞

- 請負契約に係る工事費は消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取扱う。

<(7)適用除外である者の取扱い>

- 個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が判る場合

➡ これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めない。

- 適用除外となる者の数や割合が判らない場合

➡ 当面、未加入者を含む労働者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する。

(参考)適用除外となる者の例 (注)適用除外となるもの全てを示したものではない

- 健康保険：常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、
上記以外で、適用除外承認を受けている事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 厚生年金：常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 雇用保険：事業主・代表者・役員、65歳以上の者 など

<(1)元請・下請一体となった見積書提出の促進>

- 元請企業は、下請企業に各企業の定型書式により見積書を提出させるときには、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を添えて提出するよう求める。
※元請企業の定型書式に法定福利費額記入欄がないときは、機会を捉えて当該欄を追加。
- 元請企業は、内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行う。
- 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に見積書の作成・提出を求めるよう働きかける。

<(2)労務費減額の懸念への対応>

- 法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。
- 法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

<(3)発注者への対応>

- 総合工事業団体は、主な民間発注者団体に対し、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請する。
- 国土交通省は、主要民間発注者団体あてに見積・入札・契約の際、受注者から提示される法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知を発出する。また、地方公共団体等に対して、国土交通省と同様の取組を要請する。

8. 関係者への周知・啓発

- 各建設業団体は、以下のような様々な機会をとらえて標準見積書の活用等による法定福利費の確保及び社会保険等への加入の徹底に向けた関係者への周知啓発等を進める。

下請企業の経理の明確化	標準見積書の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するために、各専門工事業団体は、会員企業を通じて下請企業自身の経理の明確化に向けた取組を呼びかける。
団体による説明会	各専門工事業団体は、団体の構成員・企業・担当者向けに標準見積書の意義・活用についての説明会を開催し、会員をはじめとする関係者への普及・啓発を図る。
標準見積書の団体ホームページへの掲載	各専門工事業団体は、作成した標準見積書及び作成手順書を団体のホームページに掲載し、会員企業等の利用に供する。会員外企業等が利用できるようにすることも可能。
協力組織を活用した説明	団体に所属していない企業も含めて標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示など社会保険未加入対策の周知啓発や加入勧奨を行うため、各団体は元請企業の協力会組織を通じた説明会等を実施するよう関係者に働きかける。
リーフレット等の活用	各団体は、国土交通省が作成・配布したリーフレットやポスターの版下を印刷して法定福利費の内訳明示など社会保険等の加入徹底に向けた関係者への周知啓発を図る。
現場の建設労働者への説明	各団体は、リーフレット等を活用しながら、現場の建設労働者に対して職長会や新規入場研修など様々な機会をとらえて社会保険等についての周知啓発を図る。

9.(1) 法定福利費内訳明示の支援(課題や情報の集約と報告)

<1. 基本的な流れ>

- 総合工事業団体、専門工事業団体等において、昨年12月に整備・開設している相談窓口(※)を活用し、課題や情報を収集し集約する。※まだ体制が整備されていない場合には、速やかに団体内部に必要な体制を整備する。
- 定期的に社会保険未加入対策推進協議会事務局(国土交通省 建設市場整備課)に報告。
- 報告事項はとりまとめてワーキンググループにおいて検討し、結果を公表するとともに各団体にフィードバック。

<2. 報告する際の様式>

- 昨年12月に依頼した「社会保険未加入対策の進展に伴う各団体における体制の整備について(依頼)」に添付の報告様式(把握された「課題」について)を使用。

(報告様式) 把握された「課題」について 【別添】様式
〇〇会(団体名を記載して下さい) 平成▲年■月分

整理番号	相談月日	相談の種類 ※1	相談者 ※2	「課題」の概要	整理番号	処理方針

<3. 報告方法>

- 把握された「課題」は当該月分を翌月10日を目途に下記まで上記様式にてメールで連絡。

【報告先】 国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室 比江島 宛
代表:03-5253-8111(内線24854) 直通:03-5253-8283 email:hiejima-a2x7@mlit.go.jp

9.(2) 法定福利費内訳明示の支援(イメージ)

